

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2014年2月26日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

代表取締役社長 本間 英明

問合せ先： 代表番号 03-6703-0500

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値の極大化と永続的な企業発展を目的し、公正で透明性の高い健全な経営体制を維持するため、法令遵守の徹底、組織体制の定期的な見直し、職務権限の明確化、監査機能の充実等内部統制の強化を図っております。今後も公正で透明性の高い健全な経営体制維持のために必要なコーポレート・ガバナンス体制を強化し、適時情報開示体制の充実を進めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社中央グループホールディングス	242,000	32.4
本間 英明	228,000	25.8
株式会社ケーシー・プラン	50,000	6.7
株式会社 TS インベスター	50,000	6.7
本間 大貴	50,000	6.7
りそなキャピタル2号投資事業組合	20,000	2.7
久保内 隆	10,000	1.3
千原 一成	10,000	1.3
千原 啓子	10,000	1.3
廣島 利邦	10,000	1.3

支配株主名	本間英明
-------	------

親会社名	なし
------	----

補足説明

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

株式会社中央グループホールディングスは、本間英明の近親者が全株式を所有しており、また他の近親者が代表取締役に就任しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	JASDAQ
決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主等との取引条件につきましては、当社と関連を有さない第三者との取引における一般的な取引条件と同様に決定しております。少数株主の利益を損ねることのないよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人 数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

		a	b	c	d	e	f	g	h	i
—	—									

※1 会社との関係についての選択項目

- a.親会社の出身である
- b.他の関係会社出身である
- c.当該会社の大株主である
- d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	当社社外取締役に選任し ている理由
—	—	—	—

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

必要的都度、相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

本井 文夫	弁護士				○				
山本 隆	弁護士								

※1 会社との関係についての選択項目

- a.親会社の出身である
- b.他の関係会社出身である
- c.当該会社の大株主である
- d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任している理由
本井 文夫		平成 24 年 3 月から平成 24 年 11 月まで、本井弁護士が所属する弁護士法人御堂筋法律事務所と月額 5 万円にて顧問契約を締結しておりました。 これらの期間における当該事務所との取引合計額は、450 千円であり、重要性は認められません。	弁護士としての高度な専門的知識が当社の監査体制に強化に適していると考えております。
山本 隆	○	平成 19 年 8 月から平成 22 年 12 月まで継続した当社と司法書士法人 J0 ネットワークとの訴訟につき、当社の弁護人として尽力いたしました。また、平成 22 年 9 月から平成 23 年 11 月まで当社の顧問弁護士되었습니다。 これらの期間における山本監査役と当社の取引合計は 8,540 千円であり、適正な取引条件に基づく妥当性のある金額であると認識	弁護士としての高度な専門的知識が当社の監査体制に強化に適していると考えております。 また、山本氏の検察官としての職歴から公益保護の理念に精通しており、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員へ選任しております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬については、当社の業績を取締役の報酬に反映させ、また株主価値と取締役の利益とを一致させることにより、取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることに対する誘因を与えるといった観点から、株式関連報酬としてストックオプションを付与できることとしております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、執行役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の業績拡大に対する意欲や士気を一層高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成 25 年 2 月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役 56,300 千円

監査役 7,200 千円（うち社外監査役 3,600 千円）

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬額は、株主総会の決議によって上限を定め、その配分については、取締役会で決定しております。なお、監査役については、監査役の協議をもとに決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役についてのサポートは、管理本部及び経営企画室で行っており、取締役会の議案について

議案の事前説明などを行っております。また、必要に応じて適宜、情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

取締役会は、代表取締役社長、取締役 2 名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は原則として月 1 回の頻度で開催され、必要に応じて臨時で招集されます。

(経営委員会)

経営委員会は代表取締役社長、取締役 2 名、執行役員 4 名、部長 3 名及び内部監査室長 1 名で構成され、経営に関する重要事項、経営に影響を及ぼす経費の支出について協議・決定または報告をしております。また、取締役会への付議事項の事前協議、決定を行うことにより、取締役会の円滑な運営を推進しております。

(監査役会)

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、監査役 3 名（うち非常勤監査役 2 名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監視を行っております。非常勤監査役 2 名は弁護士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施していただくこととしております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員からの報告の収受などのほか、常勤監査役は経営委員会への出席や稟議書の内容精査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。また、監査役は監査計画の立案に当たって会計監査人及び内部監査室と意思疎通を図り、より効率的或いは効果的な内容となるよう連携をとっているほか、必要に応じて適宜打合せや意見交換を行っております。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスを円滑かつ効率的に実施するための施策・計画の策定等を協議・推進する機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会事務局の下に内部通報体制として、「ヘルpline」を設置しております。情報受領者から報告・通報を受けたコンプライアンス委員会事務局はその内容を調査し、代表取締役社長に内容を報告し、会社は当該内容に応じて速やかに是正措置および再発防止措置を講じるとともに、必要に応じて関係行政機関への報告等も行います。

(リスク管理委員会)

経営・事業活動を取り巻くさまざまなリスクに対する管理体制の確立と的確な対応を図るべく、専務取締役を委員長としたリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会はリスク管理における基本方針・年度計画の策定、個別リスクの管理状況の把握、リスク回避措置の指導監督、役員及び従業員に対する教育研修等を主管しており、原則として年 2 回の頻度で開催しております。

(内部監査室)

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

内部監査室は2名の従業員で構成されており、代表取締役直属の組織として内部統制の仕組みを監査し、内部統制システムの一層の充実を図っております。

(顧問弁護士)

当社は、法律上の判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士に相談し、必要に応じてアドバイスを受け検討・判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、公正で透明性の高い健全な経営体制を維持し、適正な業務執行及び監査対応が可能な体制の構築を図るため、監査役会を設置し社外監査役を選任しており、経営に対する透明性の確保及び統制強化が期待できる現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のために、株主総会招集通知の早期発送に関して、決算業務の早期化を図り、招集通知作成の早期化等の社内体制の整備に取り組む予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャー ポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載する方針です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的説明会を開催し、当社の業績や経営方針について説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期の決算発表日に合わせてアナリスト、機関投資家に向けて説明会を実施し、代表取締役が業績や経営方針等の説明することを検討しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページの IR サイトに掲載する予定です。	

IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部及び経営企画室で IR に対応する予定です。
-------------------	----------------------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
実施していない	実施しておりません。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適切な内部統制システムの構築のため、関連諸規程を定め、以下のとおり内部統制システムの運用を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人（以下、役職員という。）の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすためにコンプライアンス規程に定める「倫理規範」及び「行動指針」を策定しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、経営委員会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは当社における「文書管理規程」に従い、所管部署が保存・管理しております。

所管部署は取締役及び監査役等から文書閲覧を求められた際には、速やかに対応しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営及び事業活動を取り巻くさまざまなリスクに対する管理体制の確立と的確な対応を図るべく、「リスク管理規程」を制定しております。

また、リスク管理の指導を適切に行うために「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に係る方針、施策、年度計画の策定及び当社事業、その他業務に係る個別リスクの管理状況を把握し、当社の経営理念、経営戦略の達成を阻害するさまざまなリスクを軽減し、事業の継続と安定的発展を確保していくための体制を整えております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定例で毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定を行っております。

また、経営効率の向上及び意思決定の迅速化を図るために、代表取締役社長、取締役、執行役員、本部長及び内部監査室長により構成される経営委員会を原則毎月隔週1回開催し、職務執行に関する重要

事項について協議しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社及び子会社を有していないため、該当事項はございません。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努めるものとしております。

監査役は、以下の事項の明確化など、補助使用人の独立性の確保に必要な事項を検討するものとしております。

- ・補助使用人の権限
- ・補助使用人の属する組織
- ・監査役の補助使用人に対する指揮命令権
- ・補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会及び経営委員会への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告することとしております。

また、監査役は取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告するよう求めるものとしております。

8. その他監査役の監査が実効性をもって実施されることを確保するための体制

監査役は、取締役会及び経営委員会等の重要な会議において職務の執行状況を報告する他、代表取締役社長と隨時意見交換を行っております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「財務報告に係る内部統制基本規程」等の社内規程を整備し、その体制の整備運用を推進しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力への対応

「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から執拗、かつ不当に、金銭その他の経済的利益の提供を要求されたときは、直ちに所管警察署と連携し毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針としております。

また、公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)に加入しており、定期的に研修会

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

等に参加しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

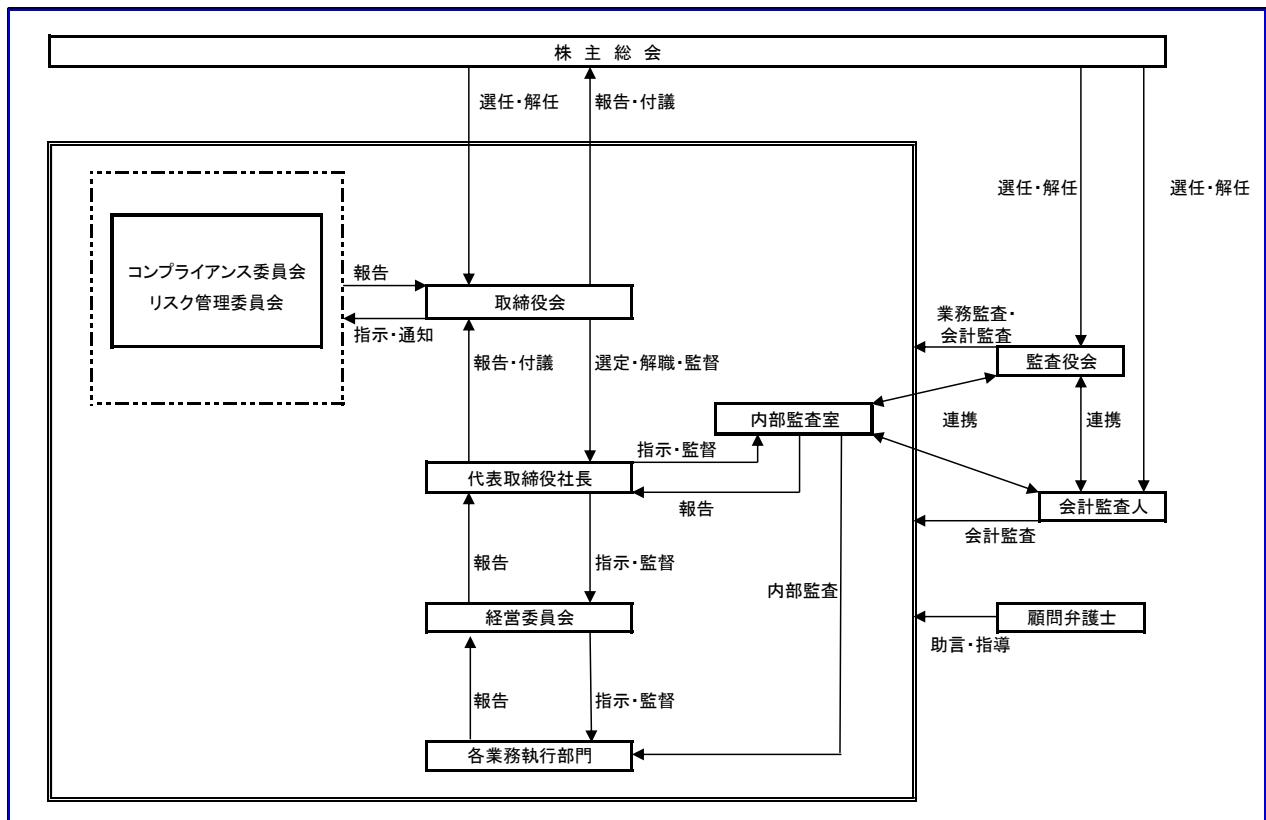
該当項目に関する補足説明

—

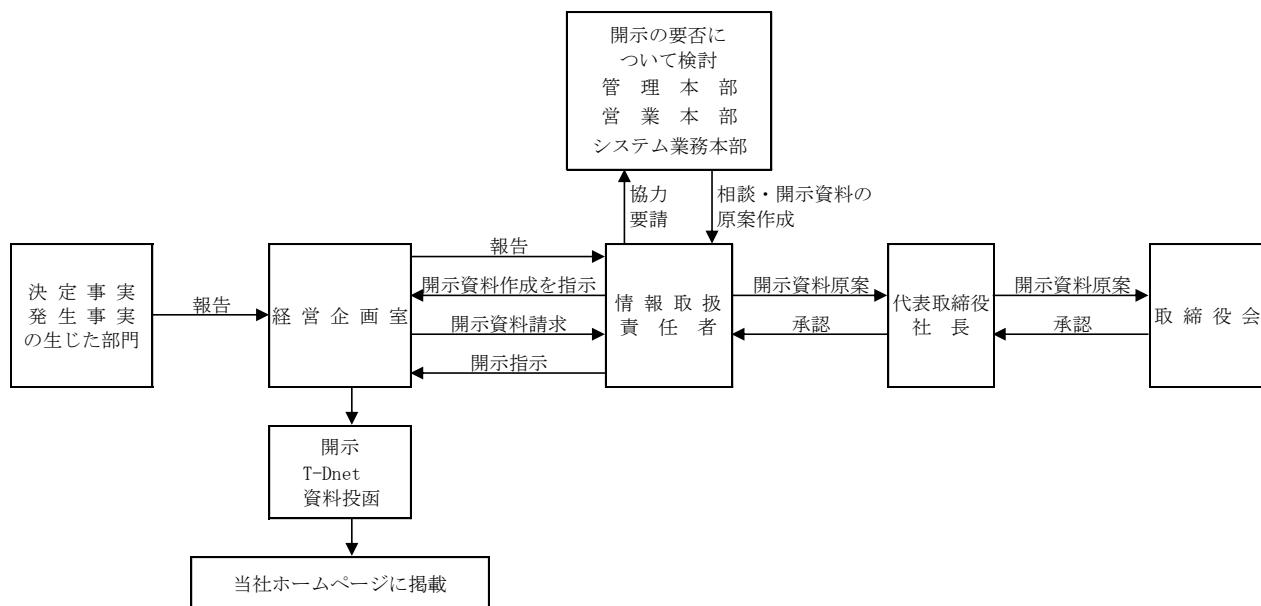
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



※ 発生事実に関する開示については、情報取扱責任者の承認のもと、即時に開示いたします。

以上